

平成 24 年 3 月 19 日  
東リ株式会社

株式会社サンゲツによる東リタイルカーペット「ソコイタリ」の  
意匠権侵害訴訟の判決について

東リ株式会社(本社：兵庫県伊丹市 代表取締役社長：柏原賢二 以下、「東リ」)は、平成 22 年 1 月 20 日、株式会社サンゲツ (以下、「サンゲツ」) に対して、大阪地方裁判所において東リ保有の意匠権 (意匠登録第 1 2 8 9 5 2 9 号) に基づく侵害行為の停止及び損害賠償を求めて提訴しましたが、平成 24 年 3 月 15 日、同裁判所は、東リの主張を認め、サンゲツに対し、侵害行為の停止と損害賠償を命ずる判決を下しました。

東リ保有の意匠権は、東リ製品の「ソコイタリ」に使用されているものであり、同判決によれば、サンゲツによる類似品の販売が当該意匠権を侵害しているものと認定されました。なお、サンゲツは、東リの上記意匠権が無効であるとして、特許庁に対し、二度にわたって無効審判を請求しましたが、いずれも東リの主張が容れられ、請求不成立の審決がなされております。

東リは、今後も自社製品の意匠等の知的財産を保護し、類似品・模倣品の製造・販売に対して適切な措置を講じてまいります。



写真：ソコイタリ

以上